

平成21年度 第2回 洞爺湖町行財政改革審議会会議録

日 時 平成21年7月28日(火)

午後3時から

場 所 洞爺湖町役場 第2委員会室

○会議次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題 洞爺湖町財政健全化計画(計画案)について
- 4 その他
- 5 閉 会

○出席委員

田 中 篤之助	桑 原 敏	塚 本 政 寛
村 上 隆 昭	橋 本 豊 子	平 手 忠 男
金 子 賢 朗	大 西 晴 雄	福 島 浩 二

○欠席委員

大 宮 實

○会議に出席した町職員等

吉 田 茂 綱 嶋 勉 澤 登 勝 義 武 川 正 人
末 永 弘 幸

1 開会《15:00》

事務局 ただいまより、平成21年度第2回洞爺湖町行財政改革審議会を開催したいと思います。

本日の出席委員数については、10名中8名でございます。

金子委員より遅刻の申し出がございます。

開会にあたりまして、会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

会長 皆さんこんにちは。久しぶりの開催でございます。政局も変わってきて、これが今後どうなるのかというのは総選挙の後の問題になりますけれども、めまぐるしくこの世の中がぐるぐると変わっていくのは、毎度のことではございますけれども、なかなか町の財政も厳しい中で、ここから抜けていくのは苦しいということではございますけれども、町長はじめ事務局の方はがんばっているところではございます。

ここで今日、お集まりいただいたのも、平成21年度から平成27年度までの洞爺湖町の財政健全化の案でございますけれども、皆さんにお知らせして、これを基に町の柱を作っていくというようなことでございます。

これから、町の方からの説明をお聞きして、質疑があればお願いしたいということでございます。

以上でございます。

事務局 引き続き議題につきましては、会長の進行でよろしく願いいたします。

会長 それでは、議題といたしまして、洞爺湖町財政健全化計画（案）ということでございます。

ご説明をお願いいたします。

副町長 私の方から一言申し上げたいと思っております。

21年度の行財政改革でございますけれども、この財政健全化計画の策定に向けまして、更なる事務事業評価の再実施をいたしております。

またこれからの課題といたしましては、補助金改革。

補助金について、一定のルールを決めまして、これから補助金改革に取り組んでいくという状況でございます。

さて20年度の決算が出てまいりました。

その中で、実質公債費比率、これについては3ヵ年平均でございますけれども、早期健全化基準の25%を超えていることが確定となっております。

そういうことで、決算認定を受けて、その後で正式に早期健全化団体としての財政健全化計画を建てていくという訳でございますけれども、現在、今日、ご説明いたしますのは、その財政健全化計画の案でございます。当初、前に審議会でご説明しているものよりは変わっておりますけれども、その中で案をご説明して、さらに今から住民説明をしていか

ないと、なかなか間に合っていないというわけでございますので、明日、議会がございまして、議会の後で議会議員の方へも説明したいという予定でございまして、来週から住民説明会に入っていくということになってございます。

今考えられる財政健全化計画の案でございますけれども、これをご説明して、十分に審議願えればと、ご理解願えればということでございますのでよろしくお願ひ申し上げて、この後担当課長からご説明申し上げたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

会長 それではお願ひいたします。

税務財政課長 それでは、お手元に配布いたしました、計画案について、私の方からご説明をさせていただきたいと思っております。

4月に、北海道に素案として協議した段階で、北海道の方から若干指摘がございまして、それらを改善する。

その後20年度の決算額が確定してございます。

それから21年度の、今月でございまして、町の一番収入の大きいウエイト占めております、普通交付税の額の確定していることを踏まえまして、素案を見直しを図った内容となっております。

それでは、配布資料の1ページをご覧いただきたいと思っております。

この計画案については、32ページからなっております、後半については用語の説明となっております、それ以外の部分の概要について、ご説明申し上げます。

まず1ページについては、この計画と背景でございまして。

洞爺湖町の財政の健全化計画、当面する課題といたしましては、実質公債費比率の早期健全化団体としての基準の25%未満にする、それを一年でも早く改善するというのが一点でございまして。

二点目でございまして、素案の際にお話いたしましたとおり、一般会計の収支、収入と支出のバランスが取れていない。

その二点を改善しなければならないというのが、この計画の内容でございまして。

合併後において、住民サービス等の適正化、行政のコスト縮減、合併協議で決定の職員数の削減、不補充という、役場側での内部努力をしているわけでございまして、その効果については、歳入歳出の不足額に補いきれない状況になっているわけでございまして、先程申し上げました、新しい地方公共団体の健全化法の実質公債費比率について、25%を20年度の決算で、率で申し上げますと、3年平均で30.4%と、現段階ではそういう数値になってございまして、それらの改善の計画が急務となっている状況でございまして。

それから、もう一方、冒頭申し上げましたとおり、単年度の収支を蓄えている基金等を歳入に補てんすることなく、単年度で収入と支出のバランスが取れる、それが最終の目標でございまして。

それらを健全化の内容として、計画を策定するという、これが1ページの内容でございまして。

それから2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページ以降、9ページまでは、一般会計から特別会計、水道事業企業会計までの財政状況の現況を主に表にして項目別に記述している内容でございます。

2ページについては、合併したのは18年の3月でございます。決算としては、洞爺湖町としては、17年度から年度途中での合併、決算が終わらない段階でスタートしてございますが、17年度からの決算なんです。それ以前11年度から年度別に記載してございますが、2町村を1町として加重平均といいますか、単純に足しているものもございまして、平均値を出しているものもございまして。

そういう表のつくりになってございますので、その点ご了承いただきたいと思います。

2ページについては、歳入歳出、平成11年度から平成20年度までの状況でございます。

2ページの下段については、経常収支比率、これが町を運営する上で重要な比率の一つでございます。経常的に入ってくるお金で、経常的な支出を補えきれぬかどうか。

補えれば、100%以下となっていると。

70%、80%となっていれば、経常的に入ってくるお金が余るということでございます。その余ったものを、臨時的なものや投資的なもの、政策的な予算に使えると。

これが経常収支比率の内容でございます。

残念なことに、平成19年度、平成20年度において100%を超えていると。

これの大きな要因については、借金の返済がピークを迎えているということでございます。それらが経常的な収入で補えないということでございます。

3ページにつきましては、町の積立金、基金でございますが、財政調整基金、減債基金、それから、目的をはっきりとした積立をしている基金、それらの平成11年度から平成20年度までの残高の状況でございます。

下段につきましては、財政の指標として、実質公債費比率、公債費比率、起債制限比率と、こちらは3つの方法での借金の返済の割合を示しているものでございます。

4ページにつきましては、上段でございますが、将来負担比率という数値でございます。

これにつきましては、新しい健全化法で新たに設けられた比率でございます。19年度は230.7%、20年度については、現段階で再計算し、184.0%の状況でございます。

こちらの方についても、低ければ低いほどいいという、財政的にはいいという比率でございます。

その下でございますが、一般会計の借金の残高の推移でございます。

平成11年度から20年度まで、トータルベースで言いますと、平成11年度に10億7,900万円あったものが、平成20年度末には153億9,100万円になっていると、ピーク時、平成16年度、平成17年度がピークでございます。172億台の数値が、20年度には153億台に減少しているというのがお解かりいただけるかと思ひ

ます。

それから、5ページでございますが、収入のうちの税の各年度の主な税目別の収入の状況でございます。

税につきましても、平成11年度、14億8,700万円ほどあったのが、20年度には12億2,600万円という状況でございます、2億5,000万円、6,000万円ほど減少しているのがお解かりいただけるかと思えます。

こちらの方は、こういう経済の低迷している時期でございます、町民税関係、固定資産税関係につきましても、特に洞爺湖温泉地区の砂防地域になっている、従前は民間の保養所やホテル、個人住宅もありましたけれども、北海道によって砂防施設になってございますので、こちらの方で固定資産税が相当減少しているという状況でございます、税の推移の表でございます。

その下は地方交付税の推移でございます。

こちらも平成11年度から平成20年度までの普通交付税、特別交付税の状況。

平成13年度は、国も地方の普通交付税財源について、税等で賄いきれないということで、言うならば赤字国債みたいものを出している。

町は赤字町債を出している。それが、臨時財政対策債と。

地方公共団体については、原則的に事業を投資的な事業を行いますと、長期の借入れが起債と、町債を発行できるという法的な仕組みになっておりますが、平成13年度以降は普通交付税で補填できない部分について、町債を発行して、その財源補填がされると。

それが臨時財政対策債という中身でございます。

事業による借入れをするものではなくて、普通交付税の算定の中でこの金額が出されて長期の借入を行っているという状況でございます。

ただしこれについては、元利償還金とも国が後年度で全て補填してくれているという仕組みでございます。

次の6ページでございますが、歳出の関係でございます。

こちらにつきましては、下段は義務的経費、町を運営するにあたっての人件費、扶助費、公債費につきましては、お金がないから支払いができないというわけではございませんで、義務的な分類でございます。

その下が投資的なもので、普通建設事業ですとか災害復旧事業とか、そういう部分が投資的の事業が、20年度までの状況の表でございます。

7ページにつきましては、義務的経費、投資的経費以外の部分でございます。

公共施設を維持する物件費を中心に、繰出金というのは、企業会計、特別会計に対して一般会計から不足分を補填しているもの。

それが繰出金の内容でございます。それらの20年度までの状況の表でございます。

次は一般会計以外の特別会計、企業会計の合併後、平成17年度から平成27年度までの収支状況でございます。特にご覧いただきたいのは、それぞれの会計のうち、うち繰入

金というのは、一般会計が負担している金額でございます。

下水道会計で例を申し上げますと、収入が16億400万円ほど、17年度にございますが、その内の4億6,000万円は、一般会計が、下水道会計の使用料等で運営できないために、皆さんの税金等を繰り入れして収支を保っている。

他の会計についても、制度的なものもございますが、繰入金についてはこういう内容でございます。

8ページについては、水道事業会計でございます。

こちらの方は、民間的な、投資したものは減価償却して、水道事業の運営費、料金収入に、そちらの経費も減価償却部分に補填して、収支を保っているという会計処理でございます。収益的収支と資本的収支の2つの分類でございます。収益的収支につきましては、料金収入で水道事業の運営を行っている、そういう区分とお考えいただければと思います。

それから、資本的収支については、投資的なものでございます。

水道管が古くなったから更新するとか、新しい地域に拡張すると、そういう収支でございます。こちらの方には長期に借り入れた、町債の元金部分、こちらのほうも資本的収支の中に会計処理するという内容でございます。

水道事業につきましては、単年度で言えばご覧のとおり2,000万円ないし3,000万円の利益が出てきております。

ただし、災害で償却等が終わらない施設等を放棄しなくてはならなかったということもございます。

9ページにつきましては、一般会計からそれぞれの特別会計等に繰り出ししている、繰出金の状況を一覧にした内容でございます。

11ページでございますが、これらを踏まえて21年度以降の改善しないですね、一般会計を中心とする普通会計といいますが、それらの収支見通しについて、歳入歳出それぞれの項目について、記載の一定の条件で推計した考え方でございます。

例えば、歳入の町税については、記載のとおり各税目別に過去の実績、固定資産税の今後の評価替え、3年に一回、固定資産税については評価替えを行います。

それらを考慮して積算しました。

そういう内容でございます。

それらを歳入、歳出について記述したものでございます。

歳出の下から2段目をご覧いただきたいと思っております。

普通建設事業、こちらにつきましては、22年度以降の主な事業でございます。

実質公債費比率の借金を少なくするという前提には、現状ではなかなか繰り上げ償還と、大きい額はできませんので、新たな借入を抑制して、実質公債費比率を25%以下にしたという考え方でございますので、新たな起債を借りての大規模な事業は当面できない。

ただし合併時から継続している事業、それからそれ以前から計画のある事業につきまし

ては事業を実施していくという考え方でございまして、起債事業につきましては、22年度で終了する、洞爺地区のまちづくり交付金事業。

洞爺水の駅周辺地区整備事業、5ヵ年事業ですが、こちらについては盛り込みました。

それから、北海道事業の大磯漁港整備事業の工事分、こちらの方には、北海道の事業ですが町の負担金が発生します。

今予定されているのは、22年度、23年度に1億以上の負担分がございます。

こちらにつきましては、事業として見込んでいます。

それから、入江高砂貝塚の保存整備事業、高砂地区の貝塚の包蔵地を公園化すると。

それらを盛り込んでいます。

直接的な事業ではありませんが、洞爺地区の洞爺高校の寄宿舎、平成27年度まで、毎年償還をしています。

性質別にいうと財産の取得という観点から、建設事業に含まれると。

それらの考え方を11ページの内容として記載してございます。

12ページについてですが、それらを踏まえて、現状での歳入歳出。

こちらにつきましては、20年度決算、21年度の現在までの歳入歳出に盛り込んだ数値でございます。

当初予算ではなくて、現在の、6月まで補正予算を実施していますが、そちらを加味し、歳入については、素案と段階でお話し申し上げましたが、一番ウエイトになる特別交付税の今後の見方について、見直しを図って北海道と協議するということを4月の審議会にご説明いたしました。それらは了承を得ていますので、それプラス、平成21年度の普通交付税。

当初予算ベースで増加してございます。

そちらを盛り込んだ数値となっております。

それらを盛り込んだでも、歳入歳出差し引きますと、毎年、22年度以降、基金を考えなければ、収入の不足額が生じます。

今、手持ちの財政調整基金と減債基金、それから備荒資金の取り崩し可能部分を全部補填して、収支はどうかという表でございまして、それらを全部取り崩して使っても24年度以降、1億6,900万円、25年度には2億6,800万円、26年度には1億4,300万円、27年度には7,000万円の収入の不足、赤字が発生します。

27年度まで累積しますと、6億5,000万円の赤字が出るという表でございます。

次の13ページにつきましては、特別会計の27年度までの収支の状況でございます。

下水道以外につきましては、それぞれ単年度で収支が取れています。

下水道事業につきましては、22年度の予算の段階で、従来、不足する額につきましては、一般会計が負担するという事で予算編成していますが、そのうち1億円について、一般会計が負担しきれないということで、町の会計でいえば赤字を想定した予算の組み方をしてございます。

それは、従来の形で、すべて皆様の税金で補填するという考え方は、今の一般会計の状況では難しい。

21年度については、1億円を単純に減らしましたと。

そうすることによって21年度以降、多少の剰余金、何百万円か出ますので、平成27年度までには1億円という不足する部分が9,000万円になるという、そういう表の内容でございます。

14ページでございますが、水道事業会計の収支見通しでございます。

先程お話のとおり、2,000万円ないし3,000万円弱くらいの収益的収支は、水道事業においては保つことが出来ますので、それらは、特に改善する、現段階での余地はないという収支見通しでございます。

15ページでございます。

それらの一般会計から特別会計までの状況を踏まえて、一般会計の健全化法でいう4つの財政状況を判断する比率を15ページ以降、記述しているものでございまして、最初の実質赤字比率。

先程お話のとおり、24年度から赤字が生じますので、それを累積していきます。

平成27年度には6億5,000万円の累積赤字が生じると。

そうしますと、実質赤字比率として、15.5%と。

27年度には15.5%という率が推計されます。

この実質赤字比率の早期健全化基準については、15%ということでございますので、このままで行きますと、平成27年度には、赤字の関係で早期健全化団体として洞爺湖町が指定されるという内容でございます。

次が、連結赤字比率でございます。

こちらの方は、全ての赤字をプールして、どうなのかと。

一般会計の6億5,000万円がありますが、水道事業会計の黒字部分で補いを付けますと、連結赤字比率の平成27年度の率につきましては、8.4%。

早期健全化基準については、20.0%ですから、こちらの方は早期健全化団体としての指定につきましては、現段階では受けないという表でございます。

続きまして、実質公債費比率でございます。

率につきましては、次の16ページに記載してございます。

実質公債費比率、20年度、3ヵ年平均で30.4%となりますが、25%以下にする見通しでございます。

先程も触れていますが、平成24年度、この表の上の方については、毎年の決算年度の率でございます。

22、23、24、それぞれの率が記載してございまして、それを3ヵ年平均値というのは、その率が確定する、決算が終了して、だいたい今くらいの時期に率が出てくるわけでございます。

24年度の決算額というのは、25年度の今頃というような時期になりますので、3カ年平均値は25年度の欄の3カ年平均とい中間の欄で23.9%と、その前の年については、25.1%と。

これにつきましては、大変微妙な、25%を切っていれば、23年度の決算で早期健全化基準を下回るということでございます。

現段階での見通しとしては25.1%という見通しでございますので、こちらの方については、何とかがんばってですね、23年度の決算時において25%未満になるように努力をしなければならないと思っています、現段階の試算については、この率で計画したいという考え方でございます。

将来負担比率につきましては、早期健全化基準の350%でございますが、それ未満、だんだん下がっていく状況になります。

これにつきましては、借金の残高が減っていくという状況で率も減っていくという内容でございます。

次の資金不足比率につきましては、企業会計等の赤字比率と同様な考え方で資金不足額がでるかどうかによりますが、現段階ではどちらの会計もでないという状況でございます、率はでないという内容でございます。

17ページでございます。

今までの状況を踏まえまして、2つの財政の課題、収支、実質公債費比率を改善するために21年度から27年度までの7カ年度をかけて、健全化の計画を具体化するものが、17ページ以降の内容でございます。

具体的には18ページになります。

財政健全化の重点事項として、中ほどに表にしてございます。

こちらの内容を具体的に新たな取り組みとして効果額を出していくということでございます。

人件費の関係、職員定数の関係、すべての事務事業についての見直し、受益者負担をはじめとする負担の適正の考え方、公共施設の見直し、特別会計の経営健全化など、19ページ以降具体的に目標を掲げて取り組むという内容でございます。

内容について、個別に説明させていただきたいと思えます。

まず、全体の目標額を一番上に記載してございます、9億400万円という考え方でございます。

1番目につきましては、給与の独自削減、現在も行われていますが、削減の額、率を拡大するという考え方でございます。

まず特別職の給与削減につきましては、現在15%の独自削減を実施してございますが、平成22年度以降につきましては、その倍の30%にしたいと。

そうしますと年間の効果額としましては、700万円あると見込まれます。

それは平成26年度までの5カ年度実施すると。

それから一般職の給与でございます。

こちらのほうも、現在、給料につきましては、8%の独自削減を平成19年度から実施してございますが、こちらの方もこの計画では倍程度の削減を実施したいと。

町の職員組合がございまして、現在、交渉中でございます。

ですから率につきましては、率につきましても現段階では、ぼやっとした形で表現してございますが、現在の2倍程度としたいと。

この辺については、組合との交渉次第で、もっと下がる場合も予想されますが、この計画については2倍程度で盛り込んでいるという内容でございます。

次の20ページでございます。

職員数の状況でございます。

平成22年度までは退職、昨年度までは勸奨退職を積極的に勧めていまして、新町の建設計画の職員数より上回る現状でございます。

平成21年度の洞爺高校の先生方を除いて、現在162名の職員数でございます。

平成27年度までには、退職者の不補充、それから23年度以降、補充していくのも5分の1という考え方でございますので、平成27年度には131名と、現在より31名の職員数を減少させていくと。

それらの効果額につきましては、それぞれ記載をしておりますのでご覧いただきたいと思っております。

次に建設事業の抑制でございます。

一般財源ベースで、単年度、5,000万円くらいの一般財源を、どうしても公共施設がありますと、一定規模の維持補修が発生してきますが、それらのことも踏まえて一般財源ベースで、町の税金等から投入するものを5,000万円という見方をしていましたが、それを1,000万円減らしまして、4,000万円。

ですから、毎年1,000万円ずつ減らすという、そういう考え方でございます。

4番目としましては、町有地の処分でございます。

これにつきましては、平成22年度から平成24年度までにつきましては、それぞれ記載のとおり町有地の売り払いを進めたいと。

予定している内容については、入江地区の古い公営住宅が、線路脇にありまして、今は利用してございませんが、建物を取り壊して、土地を売却する。

それから、洞爺湖温泉のビジターセンター前の道路ですが、現在は道々として整備しておりませんが、市街地から札幌方面に抜ける道路について、北海道で実施してもらうことで、協議がほぼ整ってございます。

それに伴って道路を拡幅するという計画があったものですから、ビジターセンター、国へ土地を売却する段階で、その道路予定地を現在、町として確保してございましたので、北海道が買収すると、具体的年度は1~2年度先という見通しでございますが、そちらの方を盛り込みますと、このような金額が見込まれるという考え方でございます。

21ページの5番目でございますが、内部的な経費を以前からいろいろな面から実施してございますが、さらなる削減によって、歳出の面を図りたい、それが単年度で200万円ということでございます。

次の補助金等の整理合理化につきましては、21年度までは、従来の町の補助金につきましては、継続して実行しますが、22年度以降につきましては、白紙で臨むという考え方で作業に取りかかるという考え方でございます。

22年度以降の効果額につきましては、まだ具体的に詰まったものではございませんが、最小限でも年間300万円くらいの21年度と比較しますと削減が見られるだろうという考え方でございます。

7番目につきましては、町税を中心とする適正化という考え方でございます。

1として、町有林、こちらの方は、今、国の100%の補助金で2箇所の町有林に管理用道路を整備すると、明日の議会で予算の審議をいただくわけでございますが、それを実施することによって、新たに管理用道路を付けることによって、立木が切り倒されたもの、それらを売却しますと、一定の年間100万円程度の利益が出るという考え方でございます。

次に固定資産税の超課課税でございます。

なかなかご理解をいただくのは、難しいのは承知のうえなんですけど、現段階の計画ではどうしても一定程度の考え方を盛り込んで理解を得たいと。

従来、5ヵ年程度の考え方もありましたし、素案の段階では3ヵ年と、22年度から実行するというので、4月の段階でご説明申し上げましたはずですが、こういう経済状況でございます。

一定の経済の回復と合わせて、次の評価替が、平成24年度となります、現状では、建物につきましては、こういう物価の状況からですと、一定の減価償却部分で下がるだろうと、土地については上がることは現状ではなかなかないだろうと。

そうすると、次の評価替えでは減少します。

その減少する要素も、超課課税をお願いするうえでは、少しでも圧縮できるのではないかという考え方で24年度、25年度の2ヵ年、この計画に組み込みさせていただきたいという考え方でございます。

次に固定資産税の不均一課税でございます。

国際観光ホテル整備法に基づいて、洞爺湖温泉のホテル、旅館が指定されている施設がございます。

その指定されている建物につきまして、20%の固定資産税の軽減措置を実施してございます。

これにつきましては、全道的、全国的に地方公共団体の判断により、率も期間もまちまちであります。

全道的なベースから言いますと、古い法律でございまして、特に都市部につきましては、

昔は、外国人も対応できるような設備を推進しましょうと。

バストイレ付の客室にしましょうというのが国の政策。

それが、最低限の外国人の集客にもなるという考え方で推進し、そういう整備をした場合については、市町村の判断によって固定資産税の軽減をしていたわけでございます。

当町においては、期限なく、新築してから20%をずっと軽減しているわけですが、都市部においては、その登録されるホテル以外にも、ビジネスホテルですとかについては、バス、トイレ付が普通になっている状況でございます。都市部においてはこの制度は見直しをされており、廃止されております。

登別市におきましては、新築後5年間の期限付きでございます。

壮瞥町は、率は低いですが、洞爺湖町と同様、新築後継続されていますが、全道的にいろいろな形で見直しをされておりますので、こういう厳しい町の状況でございますので、期限を新築後5年間という考え方に見直しをしたいと。

ただし、こういう状況でございますので、1年、2年のうちにすぐに見直しをするというのは、なかなか、軽減額も相当な額に上る事業所もございますので、平成22年から5カ年間は従来どおりに継続しますと、6年目からは期限を定めるということで実質的には廃止されますよということでこの計画に盛り込むということでございます。

その効果額につきましては、平成27年度から3,000万円の収入が増加するという考え方でございます。

22ページになりますが、こちらにつきましては、町が独自で行っている事業についての受益者負担等の見直しでございます。

まず、アにつきましては高齢者交通費助成事業の有料化でございます。

実施してから、路線バスに高齢者パスを利用すると無料で町内を乗れるという仕組みになってございますが、平成21年度に調査を実施して、目標としては23年度から一部負担をお願いすると。

年間の効果額としては100万円が見込まれるという内容となっております。

高齢者入浴助成事業、一般入浴助成事業につきましては、6月定例町議会で条例改正をしております。

従来370円という入浴料につきましては、420円という改正をいたしまして、高齢者につきましては、100円を150円に改正するという内容を既に条例を改正しております。

21年10月から実施する内容でございます。高齢者入浴助成事業につきましては、年間200万円、一般入浴助成事業は100万円と見込んでおります。

それから、エの公共施設の町民が利用する場合の使用料、体育施設、社会教育施設、集会施設、それから学校体育館の開放事業につきましても一部負担をいただくという考え方で検討をしております。

そちらにつきましては、22年度から実施したいと。

年間約100万円くらいが増収になるという考え方でございます。

次に23ページでございます。保育料の見直しでございます。

これにつきましては、この計画に効果額は記載してございません。

実は今、保護者の方、町民の代表の方で保育料、それから保育所の統合について検討をいただいている最中でございますので、その結果が出次第、この計画に盛り込むという考え方でございます。

現在、洞爺湖町の常設保育所というのは国の基準がございまして、大体7割くらいの水準でございます。

近隣市町の状況については、8割くらいの状況でございますので、見直しを検討しているということでございます。

次に8番目でございます。公共施設の統廃合でございます。

一番目として、民間の入浴施設を借りています、松の湯というお風呂がございまして。

こちらにつきましては、建物が相当老朽化してございます。

そもそものスタートは2000年の噴火時の避難所の入浴施設ということで、民間施設を借りて、町がボイラーを設置してスタートしたんですが、一定の年数も経過していますし、ボイラーの更新時期にも来ています。

ただ、公衆浴場、お風呂のない方の対応というのは、別なことで検討をしなければならぬという課題はありますが、施設につきましては、平成24年度から廃止をしたいと。

そうしますと、年間600万円の歳出の削減ができるということでございます。

給食センターの統合につきましては、洞爺と虻田に給食センターがございまして。

そちらの方を一箇所にすると年間900万円の歳出の削減ができるということでございます。

こちらにつきましては、22年度から実施したいということでございます。

それから常設保育所、こちらにつきましては、先程お話したとおりでございます。

9番目につきましては、洞爺高校のあり方についてでございます。

こちらにつきましては、今、関係者、役場庁内的にも検討している段階でございますので、効果額につきましては盛り込んでございませませんが、一定の方向性が出た段階で、計画に盛り込みたいと。

ちなみに、町の税金で投入している額につきましては、年間6,500万円投入してございます。

ただし、その中には、3,200万円程の寄宿舎の償還部分が含まれてございます。それを除きますと、3,200万円から300万円の町立の洞爺高校の運営費、寄宿舎も含めての税金が投入されているということでございます。

10番目につきましては、特別会計の関係でございまして、一般会計同様、職員の給料。

8%実施しているものについて、2倍程度の削減を追加するという考え方で、23ページになりますが、単年度で700万円ほどの効果額が見込まれると、24ページにつつま

しては、国民健康保険特別会計の関係でございます。

現在、洞爺地区、虻田地区の税率につきましては、不均一、いっしょになってございません。

合併協議の中で5ヵ年のうちに統一するという方針でございますので、22年度につきましては、統一した形。

統一する上では医療費の、保険税の収入に基づいて、この会計を運営するという仕組みでございますので、それらを加味して税率の改正をします。

この考え方では5%くらいの改定を見込んでいます。

そうしますと、年間1,200万円くらいの収入が増加するのではないかという考え方で、ただし22年度につきましては、その半分、5%改定としたら、2.5%くらい22年度に盛り込んで、23年度より本来のあり方にするという考え方でございます。

3番目につきましては、国民健康保険の内部的経費の削減という考え方でございます。

最後でございますが、下水道料金の改定の考え方でございます。

下水道については、水道と違いまして、料金収入で維持するというのは到底できない仕組みでございますので、今後も一般会計で、税金で投入して収支を保つということになるかと思いますが、下水道料金につきましても一定の改定を見込みたいと。

そのスタートにつきましては、平成25年度からという考え方でございます。

率については、現行の5%程度の見直しを図りたいという考え方で、見直しを図れば、単年度で1,000万円程の増収が見込まれるということでございます。

25ページにはそれらをすべて集約しますと、普通会計におきましては、平成21年度から平成27年度までの給与の独自削減から公共施設の統廃合等をトータルすると、7億9,100万円程の効果額が見込まれます。

それから、特別会計等につきましては、1億1,300万円程の効果額が見込まれると。

あわせまして、9億400万円ほどの効果額が見込まれます。

それらを、一番最初の現状での収支見通しを、全て見直しをして、収支を見込んだものが、27ページに記載している表でございます。

9億400万円をそれぞれ反映させますと、手持ちの基金につきましては、一部繰り入れることが必要ですが、平成22年度から平成25年度まで、それらの繰り入れをして、平成26年度、平成27年度につきましては、繰り入れをしなくても、おおよそ単年度で収支が取れると。

そうしますと、25ページまでご説明申し上げましたことが実行できて、平成27年度に単年度収支がとれますし、町の蓄えも3億ほど残ると。

なぜ、3億くらい残すのかということにもなるかと思いますが、あくまでも現段階の見通しでございますし、計画どおり実行できるかどうかということのもこれからの問題でもあります。

経済状況によっては税も減少する場合も想定されます。

ですので、北海道との協議の中も一定の町としてそういったことに対応できる蓄えをもっていないと健全化計画としての部分でも不安定といいますか、そういう要素もございますので、3億くらいは残すという計画の中でこれを実施していくという考え方。

または、計画したものは実行できない、これから住民説明会、議会側との協議もございません。

行革審議会の皆様の意見等もございますので、町としての計画としては、現時点ではこういうシュミレーションで案としたいということでございます。

30ページにはこれらを見越した場合の収支見通し、比率、ほとんどは比率につきましては、実質赤字比率につきましてはほとんど変わりありませんので、内容を省略いたしますが、現状の収支見通しでは、6億5,000万円の赤字が発生されるものが、9億くらいの改善効果額と蓄えでなんとかクリアできるのではないかと。

それから実質公債費比率の早期健全化団体の指定につきましては、24年度の決算においては、脱却できますし、うまくいけば23年度の決算確定時に早期健全化団体としての指定を免れると。

そういう計画の内容でございますし、31ページにつきましては、具体的に合併後、19年度、20年度、21年度に実施していた項目と効果額を記載してございます。

32ページ以降につきましては、財政用語の解説でございます。後ほどご参照いただければと思います。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。ご質問あれば。

委員 厳しい内容で大変な時代になると思いますが、補助金について、22年度からゼロベースで見直しをするというお考えなんですけれども、これはいいと思いますけれども。

その時に、どういうふうに見直すのか。

いわゆる団体補助金、団体活動を行うための補助金もあれば、事業を行うための補助金もありますけれども。

事業につきましては、比較的役割を終えたですとか、補助する必要があるかという観点からいけばある程度整理はしやすいと思いますけれども、団体活動に対する助成金となれば、いろいろな団体が活動をしていて、補助なしではなかなか団体活動を続けられないというのはあるかと思うんですね。

ですから、その辺の基準といいますかね、ある程度、かなりのものを作って理解をしてもらわないと、力の強いところは補助金はある程度もらうは、力の弱いところは補助金切られてしまうということになると、町内混乱する原因になるかと思いますが、その辺について充分ご配慮いただきたいなと思うのが一つと、財政的にこういう計画でやらないことには公債費比率や実質収支にしても、一定の数値として表すためにはこういう計画が厳しいけれどもある程度、詰めていくということになるかと思いますが、その他にですね、これはいいんですけれども、洞爺湖町の場合、今、ジオパークですとか、縄文サミッ

ト、G8もありましたし、景気が悪いといっても魅力的な資源があるわけですね。

こういうものをちょっと積極的に活用して、その結果が財政に寄与するような企画面とか、観光面を中心としながら、農業、水産業など優秀なものがあるわけですから、そういうものとドッキングして、町の財政にというか町の発展に寄与するような政策的なものを相当詰めていくことも大事だと思いますけれどもね。

そうでないと、寂しい話ばかりで、みんな気持ちが落ち込むだけで明るいものが見えてこないということになるかと思いますのでね。

そういうことを進めるための町の組織なり、対応の仕方を相当考えていただきたいと思いますけれども。

副町長 2つ目からお答えいたしますけれども、サミットが終わりまして、サミット効果を期待したわけでございますけれども、残念ながら観光客につきましては、昨年度の10月からの世界同時不況ですか、その影響はすごいということで、6月で見れば宿泊につきましては30%減少してございます。

前年度30%といっても、前年度の6月については満杯の状態でしたので、その30%ですから、それにしても増えていないという状況です。

一番大きいのは、国内客は動かないんですけれども、東アジアの観光客が激減しています。

不況の影響で韓国、台湾、逆に中国は増えています。

それから、その中で中国自体が個人ビザ発行していなかったんですけれども、個人ビザ発行するようになったと。

全て団体旅行だったのが、そういうこともございまして、北京中学校が修学旅行に洞爺湖温泉に来ています。

そういう時代でございまして、中国は12億、14億、言われていますから、やはり富裕層が例えば5%いるにしても、7,000万人もいるわけですから、この辺をターゲットにした、実は民間と中国に行っていて、かなり手ごたえがよかったと。

ただし、飛行機が少ないんですね。

その辺の問題もありますけれども、そういったやり方も一つの手なのかなと思います。

それからジオパーク。

先日、審査委員がきまして、その公評ではかなり前向きなご発言をされていたということでございますから、8月に中国の大会で決定する運びの見込みですけれども。

これが、日本発のジオパークということは、かなりの宣伝効果もありますし、特に修学旅行対策、これにつきましては学習とかにもいくわけですから、そういう目を向けた観光誘致を図っていかなければ、なかなか不況に勝てないだろうとおいうふうに思っております。

ジオパークについては、協議会を作ってやっていますから、行政と学者の中でやっているということでございますので、これが実施段階になると、当然民間も入れた形の組織を

作ってですね、そこで収穫を図ることも必要ですし、東アジアに向けた拡大も図っていかなければならないと思っています。

事務局 補助金の関係についてですけれども、既にご承知のとおり19年の3月に、合併前から引き継いでいる補助金の関係の見直しについてということで、審議会の方にも意見等お聞きしました、補助金等の見直しの基準を策定していたんですけれども、具体的に今回の補助金それから受益者負担等についても、ある一定の方向を出して改革を進めていきたいという考え方のもとに、庁舎内の中で検討、行革推進委員会を設けまして、その中で検討を重ねてきたという経緯がございます。

実態としましては、補助金等といわれる中には、補助金、助成金、交付金が含まれておりまして、性質がそれぞれと異なっていると。

補助金の総額につきましては、2億2,100万円程と、平成21年度の当初予算ベースではございます。

助成金につきましては、530万円ほどで、交付金が4,400万円程ございまして、総額で2億7,100万円程の当初の予算でもっております。

これらについて、シーリング、マイナスナンパーセントということで、合併後については、カットをしてきたんですけれども、一律カットでは限界があると。

やはり必要なものと集中して予算を振り分けていくもの、本当に必要で、あるものに予算を振り分けていかないと、限られた財源がもうないことから、今回検討をすすめていたんですけれども、この8月号の広報で住民の皆様にお知らせをすることにしてはございますけれども、補助金で今ございました、補助金の交付規則しなくて、明確な交付の基準がなかったんですが、その部分について、庁内に審査機関を設けまして、補助金を所管している課が第一次審査を行って、庁内に設置している行革の推進委員会で二次の補助金の審査を実施すると。

この9月、10月に21年度に交付している団体等へこちらへお知らせをすることにしてはございますけれども、事業計画それから補助金要望の算出調書、自己評価の表ということで、事務事業の評価制度でそれぞれ点検はしていくんですけれども、現状の補助金について、きちんとした審査として、必要なものについて、行政の中で審査を進めながら、理解をしていただきたいということでそれぞれの仕組みを改めて作成いたしました。

そういう中で不公平感のないような形で補助金の改革に着手したいと考えてございますので、8月号の広報で住民へのおしらせ、既存の今交付している団体の皆さんには、7月末付けで文書を出して、制度改革の内容についてお知らせをして進めていきたいと考えております。

委員 今の補助金改革、そして社会教育施設やスポーツ関連施設の使用料について、ご質問したいのですが、社会教育の普及ですとかあるいは住民活動など含めて活発になるように奨励をして使用料を免除したり、補助金を交付したりということで始まった制度かなと思いますが、洞爺地区につきましては、昔から比べたら、婦人活動など回も減少してい

るんですが、青年団活動もかなり衰退しているように思えます。

そういう中で、やはり町が活気を持つという大事な部分であると私は思うんですね。

ですから、経費削減ばかりが目的ではなくて、楽しい町にするためにはそういう住民活動が比較的大事かと思うんです。

そういう層のグループや団体活動が低下しないような対応、条例が定めたものをさらに規程で定めて対応するような説明でしたので、そういう配慮をしていただけるのかなと思いますので、その点重ねて確認をしたいと思います。

副町長 例えば体育館とかプールとかは、財政健全化に関係なくですね、近隣町村においても実施してございます。

その中で、その規定、いろいろと検討したんですが、規定に当てはめるとですね、団体によってはすごい額になってきてしまうという例が出てきました。

これではまずいということで、まずはそういうふうにならないように、軽減する中で、受益者負担をやはり利用した人については、もらうんだよと基本的なものを考えてですね、その中で無理のないような使用料のあり方を社会教育のほうで検討しているということでございます。

ただ、今のまま行いますと、他の町の規程を使いますと、洞爺地区になりますと、すごい額になってしまう可能性もあると。

そういうことにならないように、無理のないように導入できる中で、ただ受益者負担はいただきましょうという中で、今検討しているということでございます。

補助金につきましては、事務局の方から基準設けてとありましたが、結局は、最後には団体の意見も聞きながらやっていかないと、いきなり出来るのかという不安もありますので、基準は作りましたけれども、その中で審査をしながら、団体の意見を聞きながらやっていきたいと考えていかないとならないというふうに考えております。

委員 質問はね、有料化はいたしかたないと。

何でもただで使うというのは、その価値もわからないからいいと思うんですけども、その活動が低下しないような配慮をしていただけるのかという、そういう質問なんですよ。

副町長 その辺充分考えながらやっていかなければならないと、現に体育館は別な話を聞きました。

伊達、豊浦は有料なんですね。

それで体育館の利用者がかなり増えていると、どこから来ているのかと聞くと、他のところから来ていると、洞爺湖町はただですよ。

そういうこともありますので、やはり体育施設については統一していかないと、他の町村に迷惑かけるのかなと思っています。

いずれにしても、これをやったことによって、住民の活動が阻害されるような自体は避けたいと思いますので、その中で受益者負担の原点にたって、充分検討しながらやっていきたいと思っています。

委員 もう一点ですが、事業の見直しの中で、洞爺高校については、結論めいたことは、うたっていないようなのですが、これから必要性について、検討するという事なんですが、洞爺高校の存在については、教育が目的のみならず、地域の経済効果も結構ありますし、住民のにぎわいもあって、合併して、そうでなくても虻田地区もだいぶ寂しくなっているようなんですが、洞爺地区においてもそれ以上に寂しくなっているかなと思っているんですが、そういう洞爺高校の存在は大きいと思うんですよね。

かと言って、何千万もつぎ込んでいいのかという話になれば、悲観的な答えが出るのかなという予測はつきますが、ぼんぼん何でもやめていけば経費は節減できるけれども、それじゃ、何のために町はあるのかということを考えたら、何も無いほうがいいとはならないので、例えば洞爺高校が存続するしないは置いておいて、もし仮になくなった場合、それに変わる有効的な活性化の策を同時に、できれば同時に考えて、セットで提案されれば、我々も判断しやすいと思います。

ただ、なくなるということだけであれば、どんどん洞爺高校の周りはさびれてしまうと思うんですよね。

ですので、その埋め合わせする方法も合わせて考えて、次回は提案して欲しいなど、思いますけれども。

副町長 洞爺高校につきましては、新聞にでかでかとか書かれていましたけれども、あれは審議会や議員協議会の中で、こういうことも検討しないとだめだと。

出たものが、そのまま行ってしまって、決定したかのように出て、お騒がせいたしましたし、怒られましたけれども。

洞爺高校については、我々も経過を知っていますので、地域にかなり貢献していることはわかっていますので、教育委員会の方で懇談会などを設けながら、時間をかけて検討していくということにいたしております。

委員の意見はごもっともでございますので、それも含めて教育委員会だけの問題ではなくて、町としても洞爺地区の活性化について、充分真剣になって考えていきたいと思っています。

会長 ご質問ございませんでしょうか。

委員 給与費関係ですけれども、特別職も大幅にカット、職員も人員削減、あわせて給与カットの状態、かなり、こういう財政難になったのは職員のせいではないと思うんですが、職員にかなりしわ寄せがいつているようなんですが、議員というのは全然手をつけていないようなんですが、どうなんですか。

副町長 議員については、期末手当を20%削減すると聞いています。

委員 それだけですか。

ヨーロッパの方では地方議会は無報酬だとか、そういうのはほとんどみたいですが、そういうことを知っている議員さんもいるはずなんだけれども、そういう方向でもうちょっと遠慮しないで話あえば理解は得られるのではないかなと思うんですが、そういう話あい

はなされなかったんでしょうか。

副町長 議会のことに関しましては、行政側からどうこうというのは、言える立場ではありませんので。

議会自らお考えいただければと思います。

委員 いいんじゃないですか、遠慮しないで。わかりました。

委員 議会は当然独自ですから、口出しするとうるさいと言われるかもしれないけれども、例えば、行財政改革審議会のほうで、全国的に日額制という方向が強くなってきているようですよと、何で何日間か議会やっているのか、何か住民はよくわからないから日額制でいいのではないかという意見が出ていましたよくらいのことっておけば、議員さん方も相当真剣になってですね、これは住民に説明しないといけないということで、それがいいという意味ではないですけども、やはり考えてもらえるきっかけにはなるのかなと思いますけれどもね。

日額にしたらいいという意味ではないですよ。

そのくらい議員さん、職員がこれだけ厳しくなっていけば、当然、議会の人たちに対しても、どうなんだという声は住民からあがるでしょうから。

そうすれば、それなりに、期末手当をちょっと減額したくらいでは、なかなかね、いろいろな問題だとかがあるんでしょうけれども。

その辺はさりげなく、この審議会を上手に利用してもらってね。

委員 やはり、ぼくは職員のせいではないと思うんですよ、この財政難は。

やはり議会もしかるべき、責任はあると思います。

委員 いいですか。この審議会としてこの意見が出ているということで、ここで一押しすべきではないかと思います。

ですから、議員さんは我々が選択した人たちですから、全権委任ですけども、議員さんは議員さんなりに考えてくれればと思うんですよ。

会長 審議会の内容については、向こうに報告しているんですよ。全部ね。

事務局 会議録につきましては、開示していますので。

会長 知っていますよね。

委員 行政側から議員さんにうんぬんというのは、そういうシステムとしてはできないでしょうか。

町長の諮問機関として、こういう会議録がありますから、ここの場でこういう意見が出ましたよということで、プッシュするというか。

委員 職員の給与ですけどもね、人数が減ればここまで、人数の削減を前倒して、早めに進めていけば、勤めている人の給与をこれだけ踏み込まなくても、何とかなるという方法はないんでしょうか。

勸奨退職をどんどんやるとかですね、早期退職を募ることによって、場合によってはそれに若干の上乗せをして退職金を出してもですね、そういうことで募集して、今、計画年

度内に30数人だけが、減るのは何年度ですよとかですけれども、これが早まれば、それだけ勤めている職員の葛藤が、そこまで厳しくなくてもいいということにはならないんでしょうか。

副町長 なかなかね、我々も、例えば一人減れば、共済費からみんなありますから、そのとおりに減らないんですよ。

というのは時代的に、共済費というのはあがっていつているんですよ、保険と同じですから。

だから、一人減ったら、例えば500万円、600万円減るだろうと思っても、共済費が伸びているので、それが200万円になったりしますね。

それから、定年退職以外に、毎年、勸奨退職制度をやっています。

その中でかなりの多い人数が辞めていつていますから、計画よりずっと下がっているんですけども、今後、勸奨退職を続けてやりますけれども、前みたいなやり方は、できなくなっているんですよ。

あくまでも、退職組合の基準よりあげて、やることができなくなっているんですよ。

特別にこれだけ上げるからということができない、基準内でしかできなくなっていますから、今後は毎年やるようにはしていますが、そんなに多く出てくる可能性はないと思います。

また、あまり出すぎてもですね、急に人数が減っても大変なことになりますので、やはり徐々に減らしながら、仕事をまとめながらいかないと、だから難しいものがあります。

会長 あまり長いこと、不採用期間を続けると人材が切れてしまって困りますよね。

副会長 23年度から徐々に採用をしていかないと、今、20代がいなくなります。今、一番若いのが29歳です。

会長 他にございませんか。

委員 先程、説明があったんですけども、この計画については、27年度までの計画であって、中で、24年度、25年度である程度、健全化になったよという段階で見直しはないんですね、このままで行くということですね、考え方としては。

副町長 考え方としては、見直しは出てきます。

例えば交付税だとかね、推計していますけれども、今年は思ったより多かったんです。多かったからちょっと修正しています。

それで、洞爺高校の寄宿舎の年賦金をそれも利子が高いので繰上償還しました。

そういうこともやっていますしね、これからもあまり甘く考えてはだめですけども、交付税が多かったとか、税収が伸びたとか、何かあればこの計画の修正を図っていきたいと、その中で一番に考えているのは、早く、早期健全化、実質公債費比率を一年でも早く脱却したいと、縛りを取りたいというのが第一です。

2番目にやはりそういうものが、出てくれば一番先に固定資産の超課課税ですか、これをやめたいと考えておりますし、それ以外についても職員の給与も含めてですね、そうい

う部分について見直しはやっていくと。

委員 やはり先程から皆さん心配しているように、かなり職員にもかなりの負担がかかっていると、町民にもかなり負担がかかっていますけれどもね。

その辺の順位を決めながらね、健全化も間違えないよという中で順番の中で変更というかを考え方を考えていかないと、何かこう見ると最後まで27年度まで走るんだよと、最後には3億を残すんだよという考えになってしまうのか、途中で変わるのであれば、その方がいいと思っているの。

やはり職員だってそれだけ必要なものを潰しているわけですから、早く健全化になって正しい方向に行ってもらえればなと思っています。分かりました。

副町長 健全化を脱却すれば縛りはなくなりますから、後は洞爺湖町として考えていけばいいだけですから。

ただ、脱却しなければあくまでも健全化計画をやっていかないと、これは国とか道の問題出てきますから、だから一年度も早く、例えば24年度決算であれば、何とか23年度決算でうまく出来ないかですね、その辺を図りながらやっていくと、縛りがなくなりますから、洞爺湖町独自の考え方でやっていきますから。

委員 聞き漏れかも知れませんが、寄宿舎の借金については、まとまて払ってしまうということですか。

副町長 今年度やります、繰上償還をします。利子も高いものですから。

借金を減らしながら、毎年3,200万円ですか、27年度までの償還でしたが。

委員 それですね、債務負担だけではなくて、高校寄宿舎の債務負担を繰上償還だけでなく、現在ある、抱えている起債も、相当利子の高いのから安いのからあると思うんですよ。

ですから、繰上償還するお金がないのであれば、借り換えだとかは現実的に難しいんでしょうか。

今、健全化団体になるかならないかという計画を作ろうとしているんでしょうから。

借り換えについては、低利に借り換えることについては、ある程度金融機関なりの理解も得てですね、進めるということは難しいのでしょうか。

税務財政課長 まず、制度的にですね、借入先は国とそれから北海道備荒資金、縁故資金といいましょうか、市中金融機関か国の資金かということなんですけれども、制度的に国の資金については、高率、5%以上の金利の部分については多少あります。

それは、一定の条件を付して、繰上償還については、制度的に許されています。

水道事業と下水道事業については、ほとんどそういう形で低利に借り換えを、国の資金については返して、町内の金融機関等から、現実では2%台で借りていますので、利息の軽減措置については終わっています。

あと一般会計については、一部残っています。

21年度、今予定しているんですけれども、それは微々たる額なんです。

それ以外の国から借りている、4%台については多少ありますけれども、それは基本的には違約金みたいなものです。

繰上償還するのであれば、利息の6割くらいを負担しないとだめです。

それには、町としては負担しきれない状況ではないので、それは無理です。

市中金融機関、町内の金融機関から借りているのは、あとは交渉条件ですけれども、現実的には無理だと。

利率を下げることは、町内の金融機関は、町が4%で借りているものを2%台に組み直してくださいというのは、よしとはしないという。

一部交渉した経緯はありますけれども、その時点では、金融機関側としてはOKとしてはなりませんでした。

委員 2%のお金を借りて、5%の借りているものを返すということはできないのでしょうか。そういう単純にはいかないのでしょうか。

税務財政課長 2%でどうやって借ります、ヤミ起債になりますよ。

許可得れないものは、町は長期の借入できませんから、短期資金は借りれますけれども。

委員 それは国や道も、例えば起債制限比率を超えているから、それを少なくするために、借換えに応じてくれない。

金利を下げることについては、応じてくれないから、再度借りたお金で返すんだということは、全然話は通らないのでしょうか。

税務財政課長 制度的には無理です。

委員 ちょっと心配なところあるのですが、固定資産税の超課課税と軽減措置の縮小ということで、これダブルになりますよね。

ある部分、同じ年度には重なっていないんですけれども、多分これ温泉の部分がほとんどで、そうすると我々聞いている段階でも、温泉非常に苦しいという話聞いているわけですよね。

ここの辺のところですね、これが引き金になって、倒産があったとかいう形になったら、ちょっと、元も子もないのかなという心配もしたものですから、その辺の見通し、先の27年度ですから、そうなるかわからないんですけれどもね、その辺についてはどうお考えだったのでしょうかね。

そういう考えはなかったのでしょうかね。

副町長 いずれにしても、計画を進めるにあたってですね、前は3ヵ年やりますよと、固定資産税ですけれども、そうしないとなかなか計画も組めないという形になります。

その中でもやはり、評価替えのあと、次の評価替えまでは実施しないで、次の評価替えをやった場合は多少の評価が落ちる可能性がありますから、その分額が減ってですね、こっちも減ったところから20%あがりますけれども、そういうタイミングしか難しいのかなと、今の現状を見ますとですね、そういうことで、24年度、25年度ということで組ませていただいたということなんですけれども、先程申し上げましたとおり、財源が好転

すれば一番先に、見直しをするのはここだというふうに私どもは思っています。

会長 落ちるのを防ぐぐらいでしょうか。

副町長 少しはあがるかと思えます。

税務財政課長 確かに超課課税というのは、一番最後の手段だというふうに我々も認識しているんですけども、それで当初の素案の段階では、22年度、町としては即効性のあるもの。

一番大変な時に超課課税をお願いしたいというのが、そういう考え方だったんですけども、今の経済状況の中で多額の固定資産税を納付していただいている事業所が一番ダメージといますか、額が大きいものですから。

そうでなくても、現状の標準税率の中でも厳しい、会社の経費として資産税が出てこないという状況にまで、大きな事業所は言われていますので、それで計画期間の中でも最後の方に、できれば計画期間の中でもっと見込みより好転すれば超課課税は避けたいと。

ただし最悪の状況だけは、計画の中に盛り込んで一定の納税者の皆さんにも覚悟といただきますか、そのシュミレーションだけはもっていただきたいと。

入れないで、途中で大変になっているから、超課課税をお願いしますというわけにはいかないという、考え方も含めてですね、最後の方に盛り込みさせて欲しいと。

国際観光ホテルの20%の軽減については、関係者と直接お話ししていませんので、反対されるのは承知のうえですけども、ただ、金額もさることながら、道内的にも環境的にもそういう主眼の軽減措置というのは、今までやっていますからそれを増えることの弊害はわかりますけれども、時代は変化しているという、ことはこういう機会に改めて町と関係者と協議する、一つの項目としてあるべきではないかと。

何回も見直しを提案したんですけども、理解を得れないで現在に至っているという状況もありますので、こういう厳しい中で、一定のやはり協議する機会にしたいという意味あいもあります。

会長 奨励化といますか、観光地はほとんど外国人で埋まっていますよね。

税務財政課長 バス、トイレ付という設備は、もうあたりまえという。

委員 今日の資料の中に町の主要計画についてとありますけれども、要するにこの健全化計画のチェックしていく機関というのは、町の方では事務局されているところでチェックされていくということでしょうか。

実施状況については、どの機関でされるのでしょうか。

税務財政課長 この計画の具体的に実施していく内容という意味でしょうか。

委員 スタートしますよね、そのランニング状況をチェックする機関については、町の中のどこのセクションの機関、方でしょうか。

税務財政課長 基本的には今、27年度までの計画については、法の縛りではなくて、町の独自の考え方での計画です。

なぜかという、実質公債費比率で、国の法律の中で改善する計画を出しなさいという

のが今年度中の課題でございます。

そのベースになるものでございますので、その計画は議会の承認事項、これから抽出したのですが、25%未満になるまでの計画については、国に21年度中に出さなければだめです。

そのローリングしていきますから、その計画そのものは監査委員が毎年チェックしますし、住民の皆様にも公表していつて実施状況をお知らせし、著しく計画より違う場合は、北海道なり国なりから見直しを求められますので、その部分での町としては監査委員のチェックも入りますし、議会側に公表する、住民にもお知らせするということになります。

委員 北海道の許可が出た場合にですね、この計画に対しての許可が出た場合は、町の手を離れてしまうという極論ではないです。

税務財政課長 ではないです。

それは、町は実行していかなければなりませんので。

委員 監査する立場というのは。

税務財政課長 それは、町の監査委員が基本的にはチェックをして、議会側も検証すると。

それを結果、それは決算時でないとはっきりしたものは出ませんけれども、住民の皆さんにも公表をしていくということになります。

計画ではこうでしたけれども、決算時ではどこまで達成されたかと、収支の状況と実質公債費比率の改善の結果ですね、そうなります。

委員 A候補になるまで、監査はないということなんですか。

委員 審査委員会というのではないのでしょうか。あるんでないの。

洞爺湖行財政改革改革評価審査委員会とか。

事務局 会長よろしいでしょうか。

会長 はいどうぞ。

事務局 お手元の方に、町の主要計画について、という一枚ものがあるかと思いません。

今の説明でいろいろな計画があるものですから、わかりづらいかと思ひまして、事務局で用意したのかこの資料です。

一番上にありますので、町の最高上位の計画である、総合計画がございます。

その下に行革の計画がございます、行革大綱がありまして、審議会の委員の皆様個別、具体の計画について、実行の計画について意見をお伺いしたりしているのが、行革の実施計画、集中改革プランといわれている計画で、平成22年度までの五ヵ年計画になっています。

今、税務財政課長の方から、説明がございましたのが、その下にございます、財政健全化計画、こちらになります。

その公共団体の財政の健全化に関する法律の部分で今、監査委員の監査を受けるということでお話をさせていただきましたのは、ここにある財政健全化計画自体は平成21年度

から平成27年度までの町が作る7年間の計画なんですけれども、その期間の中に実質公債費比率が25%を超える部分については、法定の縛りがあると。

そういう意味合いでございます。

ですので、今回の財政の健全化計画というのは、町が生き残るための、一番太い骨の部分を出している主要な計画でございますので、これを今度は具体的に実行管理をしていきます、私どもで進行管理しております、集中改革プランに具体的に計画を練りこんでいくと。

この財政健全化以外にも町の内部で事務改善等に係るほかの改革の項目も挙げておりますので、それも織り込んだかたちで、この財政健全化計画の概要の説明の後、この後の審議会については、盛り込んだ個別の実施計画の改訂といいますか、その部分について個別にご意見を伺いするというような流れになって進んでいくということでございます、全体計画としては。

会長 よろしいでしょうか。

この25%をクリアするための計画を出さないと全てが動かないということですよ、ね。

税務財政課長 そうです。

委員 このままいったら指定されるのは必至ですからね。

指定される前にね。

税務財政課長 実質公債費比率、先程ご説明申し上げましたけれども、25%を平成23年度ないし24年度の決算まで、クリアできないというのは現状では確定しています。

ですから、その期間内の改善計画を国に出さなくてはだめだと。

あと、もう一方は収支の状況で、先程ご説明申し上げました、新たな改革、改善をしなければ、収支、赤字も27年度あたりに早期健全化団体になってしまうと。

項目別にいきますので、重複する場合がありますけれども、ですからそれらを今、早期健全化団体としての、借金の部分でここ3年ないし4年、それは早く、一刻も早くクリアしたいのと、予想される部分での収支、赤字の部分ではならないように改善しなければならないと、2つの課題ということでございますので、法律の縛りでは、もう20年度決算では免れませんので。

委員 だから、公債費比率、借金のほうはいづれにしたって超えているんだから、これは法の縛りかかったにしたって、23年度には、抜け出すんだから。

借金は払えばなくなるんだから、この計画でいけばそのとおり払っていけば、23年度には解消されるんだから、これは別にそれほどの問題ではないといおうと思えばいえますと。

ただ、問題は27年度に実質収支が赤字になることが出ているわけですから、こうなるとこれを解消するというのは、歳入、歳出の収支が取れなくてなるんだから、ほっておいたら、ますます赤字が増えるだけで、にっちもさっちもいなくなるんだから、今から手

をつけておいて、収入で歳入と歳出を賄えるようにしておかなかったら、それと何かあった場合の積立金をもっていなかったら、財政はとってもやっていけないよということになるわけですね。

今、一番おっかないのは、この27年度に予想される、財政の赤字、これに向けての対策の方が大変だということだと思います。

でなければ、職員の給与を減らしたり、固定資産税まで上げなくてもいいと。

それをするのは27年度以降の対策、体質を作っておくということなんですよ。

税務財政課長 そうです。

今、手持ちの基金については、22年度、23年度には、使い果たしてしまいますから、現状では。

少しずつ赤字が発生して、6億5,000万円くらいの基準をオーバーする赤字の累積になると。

その前に赤字にならないように、今持っている、蓄えで何とか切り抜けて、最終的には3億くらいの蓄えも残しながら単年度で収支がとれる。

単年度で収支がとれないと、たぶんいつまでたっても同じ繰り返しだと思うんですよ。

ですから、歳出に見直しもしなければならぬし、歳入の住民の皆さんの無料の住民サービスもやはり見直しをせざるを得ないと。

そこに一番の目標があるんじゃないかと。

会長 そういうことでございます。

結局、今ある負債が減っているということは、今、お金で埋めていっているわけですよ。ところがその中に交付税が入っているわけですよ。

税務財政課長 そうです。

会長 借金がなくなると交付税が減らされるという可能性は強いわけですよ。

今のままもらえていけば問題はない。

そうはいかない、借金も減れば、そっちも減る。

そうするとかえって辛くなるわけですね。

委員 いや全部交付税で見てくれるわけではなくて、多くて7割、少なくとも5割というのが、ごく一部にあるだけだから。

やはり借金がなくなると、交付税が若干減ったって、その方が財政的には余裕が出来るということになるからね。

会長 この見通しからいっても、経済が上へあがって行ってね、住民税でも何でもがばがば入ってくるような情勢は、見通してないわけなんで、結局、今の情勢が行くか、そのまんまちょっと下がるかというところでおさえていますから、その中で何とか赤字から脱却させなければならぬというところに問題があるのかと、これからね。

委員 変な話ですが、ある党がもし、言っているように、国が6割取っている税金を五分五分にして地方に4割しかあたっていないのを5割なり6割、満度あたるようにするとか

としたら、交付税制度自体を見直さなければならぬだろうけれども、そうすれば洞爺湖町としては楽になる見通しになるんですか。

いわゆる補助金だとか、なんとかに頼らないで、自分でお金も財源もくれば出来ますよということになれば、それだけ財政的な逼迫感はなくなる。

町のある程度自由に使えるお金が来るんだから、そうはいかないんでしょうか。

副町長 税源委譲そのままされたって、現状だったら所得のある大都市はあがるけれども、こういう田舎はどうでしょう。逆に下がるかもしれない。

その辺が難しいですね。

委員 その辺で交付税的な調整がある程度されないと、北海道は大変になるんだろうけれども、それがされれば、洞爺湖町の場合は固定資産税はあるし、他の町に比べたら税収はあがる体質はあるんだと思うんだけど、農村や漁村に比べればね。

税収があがる企業があるんだから。

もともと、国がうじうじ言ってくれるような補助金でなくて、ちゃんと財源として一定の金額をくれればね、ということには、なかなか解らないでしょうか。

税務財政課長 現実的にですね、税源移譲で個人住民税、所得税から個人住民税へ税源移譲がされました、平成19年度ですか。

その当時の実額として、税源移譲された効果額は、5,6,000万円町民税でありました。

でもこういう地域ですので、個人所得も役場の職員も給与の独自削減をしていますから、マイナス部分、現状では、税源移譲する前とほとんど、平成21年度ベースではほとんど変わらなくなってしまっています。

ですから、税源移譲の方法ですか、仕組みとして交付税の財源調整機能も含めて調整されないと、所得税から住民税に移譲されても、都市部、納税者がたくさんいる町ですと、それは顕著に反映されるかも分かりませんが、こういう経済情勢になると特に、その効果というのはゼロに等しいと。

委員 期待はできないと。

税務財政課長 ええ、従来の補助金制度で、3億、町として減っています、なくなっています。それは恒常的にあったものがなくなりました。

それは全て交付税で措置しています。

確かに項目別に計算していくと、そこには入っているようになっているんですけども、もともとあったものに、プラスして足さされていけばいいんでしょうけれども、全部プールされていますから、従来のものは落としてきて、10あったものに3をプラスしているのであれば移譲されています。

ですが、10あったものを8くらいにして、そこに3を入れますから、実質的に3億減ったものが1億くらいしたうまみがない仕組みに、確かに国自体は税金が落ちているんですから、総体を賄うとしたら、ぐるぐると混ぜられて、項目として新しく出しているだけ

の話ですから。

委員 それはその時の三位一体というのが、交付税を増やさないで、入れた、入れたといって、そのまま落としているんだから、結果的として補助金が減った分だけ、地方が苦しくなったよと、交付税は伸びないと、肝心要の補助金もなくなったと、言うんだけど、財源が、国が6割とっているものを、地方に4割しかいっていない財源を5割にするから財源が増えるんだという考え方になれば、本当にその財源を交付税の中で調整してくれるんであればね。

税務財政課長 交付税で調整されるのであれば、多分あるでしょうけれどもね。

税として調整されるのでしたら、多分、格差はますます開くと思います。

会長 だいぶ時間もたちましたけれどもよろしいでしょうか。

次はどのようなかたちになりますでしょうか。

事務局 このあとのスケジュールですけれども、先程もご説明させていただきましたが、行革の実施計画に盛り込むものについて、最終的な調整をしていますので、その項目がまとまり次第、今回入っている健全化計画、これの個別の内容についても、そちらの実施計画の方に盛り込むこととなりますので、その中でご意見をいただければと考えておりますので、まとまり次第、日程の調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長 今日はこれくらいの審議でよろしいでしょうか。

質問が主ですけれども、まだあれば受付しますけれども、なければこれで閉じたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

委員 (質問なしの声あり)

会長 それでは、これで本日の、第2回の審議会を閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。

(終了時刻 17:00)